

平成 2 9 年 度  
津 山 市 農 業 委 員 会  
( 6 月 定 例 会 議 事 録 )

平成 2 9 年 6 月 1 2 日 ( 月 ) 1 3 時 3 0 分 ~  
津山市役所 2 F 2 0 2 会 議 室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 ( 3 2 名 )

|              |                |              |                |
|--------------|----------------|--------------|----------------|
| 1 . 日 笠 治 郎  | 2 . 木 下 稔      | 3 . 目 瀬 公 康  | 4 . 平 田 行 男    |
| 6 . 本 山 寛 文  | 7 . 大 山 正 志    | 8 . 松 岡 兆 人  | 9 . 内 藤 修      |
| 10 . 植 本 幸 男 | 11 . 竹 内 隆 一   | 12 . 只 友 良 春 | 13 . 光 成 美 文   |
| 14 . 坂 本 道 治 | 15 . 福 田 信 吾   | 16 . 長 森 健 樹 | 18 . 森 本 政 孝   |
| 19 . 勝 山 修   | 20 . 井 家 上 淑 子 | 22 . 福 山 辰 成 | 23 . 鈴 木 幸 一 郎 |
| 25 . 太 田 裕 恭 | 26 . 川 崎 久 夫   | 27 . 内 田 増 美 | 29 . 石 本 恵 二   |
| 30 . 南 都 芳 明 | 31 . 小 島 仁 太 郎 | 32 . 池 田 幸 正 | 34 . 山 下 英 男   |
| 35 . 神 田 圭 介 | 36 . 寺 元 久 郎   | 37 . 河 本 廣 道 | 38 . 溝 口 節 子   |

欠 席 委 員 ( 2 名 )

28 . 赤 堀 康 弘 33 . 尾 島 宏 明

事 務 局 ( 1 0 名 )

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 松 田 局 長 | 松 岡 次 長 | 宮 野 主 任 | 藤 原 主 任 |
| 杉 井 主 事 | 都 井 主 事 | 流 郷 主 査 | 小 椋 主 任 |
| 池 上 主 任 | 安 藤 主 査 |         |         |

## 議 事

- 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について  
(委員会処分)
- 議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 19 号 非農地証明願承認について
  
- 議案第 20 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの  
判断について
- 議案第 21 号 農用地利用集積計画の承認について
  
- 議案第 22 号 津山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について
  
- 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
  
- 報告第 6 号 農地改良届出書の受理について
  
- その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

( 1 3 : 3 0 ~ )

事 務 局 長

只今から平成29年6月の津山市農業委員会定例会を開催致します。本日は委員34名中32名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。なお、28番赤堀委員、33番尾島委員から欠席の連絡を頂いております。また本日は二宮参与が公務のため欠席させて頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は日笠会長にお願い致します。

日 笠 会 長

はい。それでは審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させてもらってもよろしいか。

\*

日 笠 会 長

はい。

それでは12番只友委員さん、14番坂本委員さん、宜しくお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第16号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局 ( 津 山 )

失礼します。

議案の説明の前に、1件取り下げがでましたので、議案の修正をお願いします。3ページ3-1が取り下げられました。議案からの削除をお願いします。繰り返します。3ページ3-1が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

それでは議案第16号の説明をいたします。今回、津山地区から6件、加茂地区から1件、勝北地区から5件、久米地区から3件の計15件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、1-1、1-2は受け人が同一のため、一括して説明します。1-1は高野本郷の61歳男性から、1-2は高野本郷の80歳の女性から、美作市の48歳会社員男性への、増反による所有権移転です。美作市農業委員会発行の耕作面積証明書が添付されており、美作市農業委員会事務局に問合せたところ、不耕作地等もないとのことでした。しかしながら、譲受人の妻においては、平成28年2月定例会で当時から耕作されていなかった父親名義の市内の農地について復旧計画書を添付し3条の規定による所有権移転許可を受けましたが、許可後、耕作が確認されず、平成28年12月定例会において、非農地判断をした経過があります。この度も申請において、先ほどの経過もあることから、譲受人へ申請農地の営農計画等について地元農業委員と協議をするよう指導しましたが、本日13時現在で連絡はないとのことでした。したがって、申請地が確実に耕作される見込みが確認できないため、許可をすることが出来ない事項である農地法第3条第2項1号の「所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」に該当していると考えます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、吉見の74歳男性から、同所41歳農業を営む男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、姫路市の60歳男性から、近長の69歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 加 茂 )

続きまして、1 - 5 についてですが、山北の 86 歳男性から、押入の 81 歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1 - 6 についてですが、院庄の 87 歳男性から、同じく院庄の 64 歳農業を営む男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

2 - 1 ですが、加茂町小淵の 81 歳無職の女性から、加茂町小淵の 53 歳、会社員の女性への親子間贈与による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりでございます。

加茂地区からの説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

それでは勝北地区分の説明を致します。

4 - 1 についてですが、西中の 61 歳農業を営む女性から、日本原の 20 歳会社員の男性への親族間贈与による所有権移転です。譲受人の男性は、新規就農につき、営農計画書および誓約書の提出を受けております。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

つづきまして 4 - 2 についてですが、石川県白山市の 92 歳無職の女性から、日本原の 65 歳会社員の男性への贈与による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

つづきまして、4 - 3 についてですが、大阪府高槻市の 88 歳無職の女性および大阪府茨木市の 60 歳会社員の男性から、大吉の 65 歳会社役員の男性への増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

つづきまして、4 - 4 についてですが、日本原の 82 歳無職の男性から、大吉の 37 歳会社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

つづきまして、4 - 5 についてですが、大阪市住吉区の 78 歳主婦無職の女性から、上野田の 68 歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

勝北地区分の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5 - 1 は細工町の 87 歳無職の男性から、八社の 64 歳会社員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、5 - 2 は八社の 80 歳無職の女性から、同じく八社の 45 歳会社役

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

員男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、5-3は野介代の農業を営む男性から、鏡野町に本店を有する農業を営む株式会社への増反による所有権移転でございます。譲受人の株式会社は先月の定例会において、農地所有適格法人として取扱いをしており、この度の許可申請においても耕作目的で農地取得が可能な農地所有適格法人と考えます。従いまして、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

議案第16号の説明は以上でございます。

日笠会長 はい、ありがとうございました。それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

神田委員 35番神田でございます。先程事務局から説明がありましたように、再三電話等で計画を説明するようにと催促をしたのですが、電話も何もございません。なので、今回は不許可ということをお願いしたいと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。では不許可ということで。次。  
鈴木委員 23番鈴木です。1-3につきましては6月4日に現地の方に行って確認しました。事務局が言われた様に親子間贈与によるもので何の問題もないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。  
福山委員 22番福山です。1-4について説明します。この方は退職されてからずっと農業をされとるので何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。  
溝口委員 ■■さんは親が御兄弟でこのお二人は従兄弟になります。■■さんは元々は押入に住まれとったんですけど、今は山北に住んどられまして、少しの面積なので贈与をしたいということです。5月の26日に確認したところ、耕起もしてありましたし草も刈ってあって可能だと思えます。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。  
福田委員 15番福田です。この件につきましては本人から連絡がありまして、親子間贈与ということで両方に話を聞きました。事務局から説明がありましたように問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。  
竹内委員 11番竹内です。2-1でございますが、問題ありません。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。  
内田委員 27番内田です。4-1についてですが、事務局のほうから言われましたように、親族間の贈与ということでございまして、受人の方は■■さんで農業に大変熱心に取り組まれとるので問題ないと思います。

続いて、4-2ですけども、受人の方が今現在作付けをされとるということで、引き続きお願いするということで何ら問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。  
川崎委員 25番川崎です。4-3、4-4について説明します。どちらも現地で農業を熱心にされとるので問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。  
平田委員 4番平田です。この方は現在も耕作をされとるので問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。  
松岡委員 はい、8番松岡です。5-1、5-2、5-3について説明します。  
5-1、5-2については事務局からの説明のとおり問題ないと思います。

5 - 3については、受人が鏡野町となっておりますが、                    という農業関係の業者で問題ないと思います。宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第16号について事務局並びに地元委員の説明がありましたが、1 - 1、1 - 2は不許可、3 - 1は取り下げ、他は承認ということでよろしいか。

\*  
日 笠 会 長 はい。

\*  
日 笠 会 長 それでは、賛成の方は挙手をお願いします。  
多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。議案第17号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） はい、失礼します。それでは、議案第17号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、加茂地区から1件の計2件の申請です。議案書のページは、7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。  
1 - 1番・平福の田、436㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、平福にお住いの57才公務員の男性です。申請地近くの診療所の業務拡充に伴い、職員駐車場が不足することから、貸露天駐車場として造成するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水は擁壁内周に排水路及び沈殿升を設け既存の排水路へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。さが井堰土地改良区及び中島・平福区画整理維持管理組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。  
津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。続いて加茂。

事務局（勝北） 続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。  
2 - 1、加茂町齋野谷の畑、891㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。  
転用目的は、隣接する観光農園の駐車場です。転用事業者は、加茂町青柳にお住まいの69才の男性です。転用に当たり、敷地に真砂土をしき、雨水については敷地内に排水施設を設け、既存の溜升に接続して既設水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。加茂町土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地調査を行っております。  
加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。現地調査の説明をお願いします。

山下委員 34番山下です。8日に寺元委員と事務局の3人で現地の確認に行きました。まだ畑の状態の問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第17号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*  
日 笠 会 長 ありません。

\*  
日 笠 会 長 ありませんか。

\*  
日 笠 会 長 はい。

\*  
日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。  
多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。  
議案第18号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務

事務局（津山）

局説明願います。

はい、失礼します。それでは、議案第18号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転7件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定3件、勝北地区から所有権移転1件の計12件の申請です。議案書のページは、8ページから13ページです。それでは、議案書をもとに説明します。本来なら1-1番から順に説明するところですが、1-1と1-2について関連する案件であり、1-2番から先に説明させていただきます。

1-2、野介代の田、577㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.7m程度の居宅2棟と位置指定道路で、建蔽率は41%です。転用事業者は、下横野に本店を置く資本金の額1,000万円の有限会社で主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については現場打擁壁と境界コンクリート、水路を設置し、雨水排水については敷地内に排水施設を設け、既存水路に流し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。野介代土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。しかしながら、転用事業者は、過去に建売住宅をすとして転用許可を受けた農地について、特別な理由がないにもかかわらず計画どおりに転用事業を行っていないことが判明し、今後の転用計画について聞き取りしたところ、本日、一部については農地に地目変更がなされ、取りやめ書が提出されました。これにより、残り1区画があいた状態になっておりますが、今後建築するとの申し出を受けております。当初完了予定日は平成25年7月10日となっており、すでに4年経過しております。これらのことから、許可できない事項である農地法第5条第2項第3号の「農地及び採草放牧地のすべてを当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」に該当するものと考えます。なお、この件につきましては、過去に転用許可を受けた上横野の農地について、現地確認を行っております。

続きまして、1-1、野介代の田、500㎡、所有権移転の件についてです。

農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。

転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.1m程度の居宅1棟及びカーポート1棟で、建蔽率は26%です。転用事業者は、二宮にお住まいの37才警察官の男性です。現在、警察官舎で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、実家近くに居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、現場打擁壁と境界コンクリート、水路を設置し、雨水排水については敷地内に排水施設を設け、既存水路に流し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。野介代土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と先ほど説明した1-2番で申請されている位置指定道路の通行同意書の添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。しかしながら、先ほどの1-1番が許可されない場合は、居宅への進入路となる位置指定道路の通行が不可能となり、居宅を建築することができないことから、許可できない事項である農地法第5条第2項第3号の「農地及び採草放牧地のすべてを当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」に該当するものと考えます。

続きまして、1-3、沼の田、1,248㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地5区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、細工町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、現

場打擁壁、コンクリートブロック及び水路を設置し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 4、野村の田、6,294㎡所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は、草加部に本店を置く資本金の額2,500万円の株式会社で、主な事業は鋼構造物製造業です。現在、草加部の本社工場、加茂町知和の加茂工場において鉄骨を加工し、西は大分から東は東京まで配送をしていますが、本社工場も加茂工場も製品置場及び配送センターとしての能力がないことから、製品を哲多工場に仮置きしています。今後、業務の効率化を図るため、出荷ルートの上直線に資材置場を造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設置し、雨水については擁壁内周に排水路を設け溜升を通じて、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、この件については現地調査を行っています。

続きまして、1 - 5、神戸の田、2,152㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。転用事業者は神戸に本店を置く資本金の額800万円の株式会社で、主な事業は貿易業です。現在、輸出に必要なスクラップ等の資材を保管するためのスペースに資材を整頓しながら高く積み上げている状態ですが、これ以上積み上げると、倒れる恐れがあり、非常に危険な状態です。また、大型ダンプが搬入、運搬を行うための駐車スペース及び作業スペースも不足していることから、露天資材置場及び露天駐車場を造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁があり、雨水については敷地内に排水施設を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 6、皿の田、1,560㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、工場用地で、施設の概要は、鉄筋平屋建て全高5.8m程度の整備工場と露天駐車場及び露天作業場です。転用事業者は、皿に本店を置く資本金の額320万円の有限会社で、主な事業は自動車整備業です。現在、受注が増え、整備をするための工場が不足しており、増員した社員の駐車場も不足しています。また、車両の一時保管場所の確保にも苦労していることから、申請地を整備工場及び露天駐車場として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、現場打擁壁を設置し、雨水については敷地内に排水路を設け、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。皿水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 7、東一宮の田883㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地2区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁



を設置し、雨水排水については、溜升を通じて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-8、東一宮の田1,007㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸店舗用地で、施設の概要は、店舗、物置及び露天駐車場です。転用事業者は千代田区に本店を置く資本金の額7,500万円の株式会社で、主な事業は土地管理業です。利用者へのサービス向上のため、店舗を拡張し十分な駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土や擁壁を設置し、雨水については、既存の道路側溝に接続し、生活雑排水については合併浄化槽を設置し、既存排水施設を経由して、既存道路側溝に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と賃貸借契約書写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-9、野介代の田、466㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.5m程度の居宅1棟と露天駐車場で、建蔽率は22%です。転用事業者は、上河原にお住まいの28才と30才の公務員のご夫婦です。現在、アパートで生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、実家近くの祖父所有の土地を借り受け居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の法面、側溝を利用し、雨水については敷地内に溜升を設け、既存水路に接続し、生活排水については、合併浄化槽を設置して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。野介代土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-10、高野山西の畑、449㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.1m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、高野本郷にお住まいの32才公務員の男性です。現在、アパートで生活していますが、将来のことを考え、実家近くに居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土をし、側溝を設け、雨水については敷地内に溜升を設け、既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して新設する側溝を通じて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。山西水利連合組合から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-11、高野本郷の田297㎡及び畑66㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6m程度の居宅1棟と、全高5m程度の車庫兼倉庫1棟で、建蔽率は31%です。転用事業者は、高野本郷にお住まいの42才会社員の男性です。現在、アパートで生活していますが、将来のことを考え、実家近くに居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面に芝付けをし、雨水排水については、既存の溜升に接続し、既存水路に流し、生活雑排水については合併浄化槽を設置して既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用

|                   |   |
|-------------------|---|
| 日笠会長<br>事務局（勝北）   | 貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。<br>津山地区分の説明は以上です。<br>はい、ありがとうございました。続いて勝北。<br>はい、失礼します。それでは勝北地区分の説明を致します。<br>4 - 1、上野田の畑、1,890㎡、所有権移転の件です。農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は貸露天資材置場および貸露天駐車場です。転用事業者は、徳島市にお住まいの運送業を営む35才会社社員の男性です。経営する会社が、徳島県から兵庫県全域に家畜の飼料を運搬するための中継点として運搬車の駐留ならびに飼料置場を必要としていることから、当申請地を購入し、会社に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、雨水については自然浸透し、境界部分はコンクリートにより現場打ち擁壁を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。大門水利組合から、排水意見書の提出と、転用事業者が役員を務める会社との使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可であり、例外的に許可が認められるものでありますが、申請内容を基に確認しましたが、集落に接続して設置される業務上必要な施設や流通施設等例外許可規定のいずれにも該当するものがないことから、許可要件を満たすものではないと考えます。なお、この件につきましては、現地調査を行っております。<br>議案第18号の説明は以上です。 |
| 日笠会長<br>長森委員      | はい、ありがとうございました。続いて現地調査の説明をお願いします。<br>16番長森でございます。事務局から説明がありましたように、転用事業者が過去に転用申請をした上横野の場所について、6月8日に現地を見に行きました。許可を受けた内容に対して、現地を見たところ配置が違って2区画が農地として使われておるといことで、事務局に調査をするように命じまして、調査をした所、許可後に6区画を10区画分筆しそのうち3区画を農地のまま転売しとるようでした。3区画については先日取下げ書を出されたということですが、事務局が言いましたように無断で転売しとりまして、いろいろ問題があるろうということ、この件については運営委員会の開催をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。   |
| 日笠会長              | はい、ありがとうございました。今説明がありましたように、初めの計画と違うということ、運営委員会をお願いしたいと思います。よろしいか。  |
| *<br>日笠委員<br>森本委員 | はい。<br>はい、それでは次。1 - 4の現地調査。<br>18番森本です。先日、長森委員と事務局とで現地の調査に行きました。現地は野村の成名の郵便局がある国道の東側です。土地はかなり広い土地で、詳細につきましては先ほど事務局から説明がありまして、問題ないと思います。東側のところ、細い道路を挟んですぐ住宅があるので、これだけの土地で事業をすとなれば、地元町内会などの確認を事務局にお願いしましたら、町内会の方も問題ないということ、大丈夫だと思います。宜しくお願いします。   |
| 日笠会長<br>平田委員      | はい、ありがとうございました。次、勝北の現地調査。<br>4 - 1ですが、先ほど事務局の説明の通りで、この度は許可は無理かと思いません。以上です。  |
| 日笠会長              | はい、ありがとうございました。1 - 1、1 - 2については保留にして、運営委員会で検討してもらいます。4 - 1については不許可ということ、よろしいか。  |
| *<br>日笠会長         | はい<br>それでは、賛成の方は挙手でお願いします。  |
| *<br>日笠会長         | 多数、挙手<br>はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。<br>議案第19号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とし   |

|   |   |   |   |  |
|---|---|---|---|--|
|   |   |   |   | ます。  |
|   |   | * |   | 写真回覧、休憩  |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | 写真を見てもらうたんで、再開させていただきます。<br>筆頭者の方、説明をお願いします。   |
| 大 | 山 | 委 | 員 | 1区大山です。1-1について説明致します。現地は野介代で、平成13年頃に宅地の一部にしてしまったということですので、お願いします。<br>1-2、小田中についてですが、これも昭和35年頃に駐車場にしてしまい現在に至っているということです。宜しくをお願いします。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。  |
| 森 | 本 | 委 | 員 | 18番森本です。1-3ですけど、上高倉の大篠との境目の所ですけど、平成18年以前に原野化で荒廃してしまっていたところを、18年に植林してしまったということですのであります。<br>1-4ですが、ここは自宅の庭の一部に取り込んでしまったと、それで雑種地になってしまっています。<br>1-5です。これは下高倉西で平成18年頃に墓地を作ってしまったと現在に至っています。<br>1-6についてですが、下高倉西、昭和46年より前に住宅を建ててしまったということで、いずれにしても復旧は無理だと思いますので宜しくをお願いします。 |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。  |
| 鈴 | 木 | 委 | 員 | 23番鈴木です。1-7について説明します。田んぼの道路側がもう法面になってしもうて、どうしようもないと思います。審議を宜しくをお願いします。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。  |
| 福 | 山 | 委 | 員 | 22番福山です。1-8について説明します。これは墓地を作るということで筆をしていたんですが届出を忘れて十年が経ってしまったということで仕方ないと思います。<br>1-9について、これも家を建てる時に裏に物置を広げるということで田んぼを取り込んでしまったような状況で仕方ないと思います。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、次。  |
| 溝 | 口 | 委 | 員 | 38番溝口です。1-10についてですけど、ここは53号線沿いの三菱の駐車場になっておりまして、親が昭和55年頃に駐車場にしておられまして致し方ないかと思えます。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、次。  |
| 石 | 本 | 委 | 員 | 29番石本です。場所は院庄ICの北の工業団地の近くです。記載の通り昭和63年頃に家を建てたそうなんですが、その時に進入路と駐車場としてしまったと。宜しくをお願いします。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。  |
| 本 | 山 | 委 | 員 | 6番本山です。1-12については、国道179号線より南へ約1.5kmほど行った所なんですけども、昭和60年頃、母屋の隣の畑に跡継ぎの家を新築してしまったということで、致し方ないのではないかと思います。<br>1-13につきましては、これも国道179号線の旧道なんですけども、平成2年頃、大型機械の導入などで田んぼの一部を車庫としてしまったということで、やむを得ないのではないかと思います。ご審議の程宜しくをお願いします。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。  |
| 勝 | 山 | 委 | 員 | 19番勝山です。1-14について説明します。場所はリージョンセンターから東へ約500mの所で、平成12年頃に家を建てたので、進入路をこさえたということです。ご審議の程宜しくをお願いします。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。  |
| 長 | 森 | 委 | 員 | 15番長森でございます。1-15について説明します。農業用倉庫の進入路にしてしまって、これはもうやむを得ないと思います。一番下の1筆ですが、宅地の  |

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
|   |   |   |   | 傍の細い番地なのでやむを得ないと思います。宜しくお願いします。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。   |
| 寺 | 元 | 久 | 郎 | 36番寺元です。2-1ですけれども、平成元年頃の圃場整備の残り地が宅地、<br>法面になっているということで、仕方ないと思います。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。   |
| 内 | 田 | 増 | 美 | 27番内田です。4-1について説明します。これは昭和42年頃に長屋を建て<br>られまして、その長屋の一部となってしまっています。<br>それから4-2でございますが、これも自宅の裏側に農業用倉庫を建てられて、<br>昭和60年頃のことでございます。<br>4-3でございますが、これは2筆で、ひとつが自宅の入口の反対側で、農業用<br>倉庫と農作業場を昭和57年頃に作ったということです。もうひとつは自宅より北<br>へ200m行った所でございますが、もう山林原野化してしまったということござ<br>います。致し方ないと思います。どうぞ宜しくお願いします。 |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。次。   |
| 内 | 藤 | 委 | 員 | 9番内藤です。4-4について説明します。農機具の大型化ということで、平成<br>12年頃に進入路にしてしまったということです。審議を宜しくお願いします。  |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。次。   |
| 松 | 岡 | 委 | 員 | 8番松岡です。5-1について説明します。ひとつは農業資材置場になってお<br>り、ひとつは露天駐車場になっております。致し方ないと思います。  |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。   |
| 河 | 本 | 委 | 員 | 5-1につきましては、非農地の1,000㎡以上ですので、証明委員松岡委員、太<br>田委員に加えて私も6月8日に行かせて頂きました。先程の松岡委員の説明の通り<br>で、ひとつは農業用倉庫で、下をコンクリートにして、水稻の苗箱を置いてありま<br>す。もうひとつは石を敷いて資材置場にしてしまっているということです。農地復<br>旧は難しいと思いますので宜しくお願いします。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。5-2については太田委員が外に出ておられま<br>す。農業用施設でありますので問題ないと思います。<br>そういうことで、皆さん承認いただけますか。   |
|   |   | * |   | はい。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | 賛成の方は挙手でお願いします。   |
|   |   | * |   | 多数、挙手   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。<br>議案第20号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か<br>の判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。   |
| 大 | 山 | 委 | 員 | 1-1について説明します。これはもう手入れをずっとしていなくて原野化して<br>いるということです。  |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。   |
| 鈴 | 木 | 委 | 員 | 23番鈴木です。1-2について説明します。これは現地を見に行きました。原<br>野化しており復旧困難ということです。  |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。   |
| 坂 | 本 | 委 | 員 | これは私が見に行っているんで間違いないと思います。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。   |
| 川 | 崎 | 委 | 員 | 現地は山の中の畑でございますが、父親が昭和50年頃までは手入れをしていた<br>ということですが、もう手入れも出来なくて山林になっております。宜しくお願い<br>します。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。   |
| 松 | 岡 | 委 | 員 | 8番松岡です。5-1ですが、ここは木や藪が生い茂って復旧不可能だと思いま<br>すので、ご審議の程宜しくお願いします。   |
| 日 | 笠 | 会 | 長 | はい、ありがとうございました。次、1-4ですが、長森委員が出ましたけど、  |

日 笠 会 長 本人が原野化しているのを整理するというので、宜しく願います。  
 今議案第20号に対して、筆頭者の説明がありましたが、これに対して何かありますか。

\*  
 日 笠 会 長 ありません。

\*  
 日 笠 会 長 ありませんか。

\*  
 日 笠 会 長 はい。

\*  
 日 笠 会 長 はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手で願います。  
 多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。  
 議案第21号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。

事務局（津山） はい、失礼します。議案第21号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、24ページから34ページです。今回の利用権設定は、貸借権設定が津山地区5件、加茂地区2件、勝北地区1件、久米地区8件の計16件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
 議案第21号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第21号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。

\*  
 日 笠 会 長 はい。

\*  
 日 笠 会 長 よろしいか。

\*  
 日 笠 会 長 はい。

\*  
 日 笠 会 長 はい、賛成の方は挙手で願います。  
 多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。  
 議案第22号津山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） はい、失礼します。それでは、議案第22号の説明をいたします。  
 この件は、5月10日に開催された選考委員会において選考された、農地利用最適化推進委員候補者35名を、津山市農地利用最適化推進委員として委嘱することについて審議するものです。任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日までの予定です。なお、委嘱までの間に候補者に事故等があり辞退される場合、または、資格を満たさなくなった場合には各区ごとに次点の候補者を委嘱するものとします。ご審議宜しく願います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。先月話し合った通りですがこれでよろしいか。

\*  
 日 笠 会 長 はい。

\*  
 日 笠 会 長 はい、賛成の方は挙手で願います。  
 多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。  
 報告第5号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明して下さい。

事務局（津山） 報告第5号について説明します。議案書のページは36ページから39ページです。今回は、相続によるものが6件38筆となっております。  
 1-1、1-5につきましては現況が一部無断転用の農地がありましたので、適正な管理や適正な手続きをとるよう通知しております。  
 その他詳細は議案書のとおりです。報告第5号の説明は以上です。

日 笠 会 長 続いて、報告第6号農地改良届出書の受理について説明して下さい。

事務局（津山） 報告第6号の説明を致します。議案書のページで申しますと、40ページです。今回は、1件のみです。

日 笠 会 長

1 - 1 番新野東の田905㎡のうち88.69㎡に農業用倉庫をつくるというものです。  
報告第6号の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。

これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。

\*

日 笠 会 長

ありません。

ありませんか。

\*

日 笠 会 長

はい。

無い様でしたら、事務局の方は何かありますか。

事 務 局 次 長

ありません。

日 笠 会 長

それでは、次回の開催連絡をお願いします。

事 務 局 次 長

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の7月の定例委員会ですが、7月10日月曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の7月の定例委員会ですが、7月10日月曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。それに伴います現地調査ですが、7月6日木曜日午前9時30分より各地区で行っていただきたいと思えます。各地区の担当委員さんを申し上げます。津山地区につきましては、19番勝山委員さん、20番井家上委員さん、22番福山委員さんをお願い致します。加茂・阿波地区につきましては、11番竹内委員さん、12番只友委員さん、30番南都委員さんをお願い致します。勝北地区につきましては、27番内田委員さん、28番赤堀委員さん、33番尾島委員さんをお願い致します。久米地区につきましては、10番植本委員さん、13番光成委員さん、25番太田委員さんをお願い致します。次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。

木 下 会 長 代 理

それでは、これをもちまして6月の定例委員会を閉会します。ご苦労様でした。  
お疲れ様でした。

\*

( 1 4 : 5 0 終了 )

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 (印)

---

署名委員 (印)

---